

まえばし I D の利活用アイデア募集要項

1 目的

前橋市では、デジタルの最先端技術と多様性をベースにそれぞれが自分らしく幸せに生きるための“街のDX”として、スーパーシティ、スマートシティの実現に向けた各種の取り組みを進めており、その構想の中核の一つがスマホ・顔認証・マイナンバーカード個人認証を組み合わせた未来型 I D「まえばし I D」となっています。

スーパーシティ構想においても、まえばし I D を用いた各種サービスを提案している他、令和 3 年度内閣府未来技術社会実装事業に採択された「地域『講』モデルでの地域金融再興に向けたDX実証事業（まえばし I D 構築事業）」においても、まえばし I D の構築及び利活用を予定しています。

これまで、前橋市スーパーシティスマートシティ推進委員会や、その前身である前橋市スーパーシティ準備検討会における委員が中心となってまえばし I D に関する事業検討を行っており、2021 年 4 月のスーパーシティ申請時には 159 事業者からご提案をいただきました。

この度、まえばし I D が構想段階から実装の準備段階に移行するにあたり、今までの提案検討をベースに、市民目線での事業企画推進をさらに徹底するとともに、民間事業者、大学、研究所等の様々な知見や技術を更に有効に活かすべく、まえばし I D の利活用アイデアを新たに公募いたします。

2 まえばし I D について

(1) まえばし I D の強みを活かした下記①～③の基本方針に基づき、街のDXを推進します。

①誰一人取り残さない、個別最適化

効率性重視で大衆に向けて設計されたサービスは必ず誰かを取り残してしまうため、市民一人ひとり異なる特性やニーズを踏まえて個人最適化する、オーダーメイド型のサービスを提供することができます。

②安全安心が大前提・最優先

高度・堅牢なセキュリティ・プライバシーの確保を大前提かつ最優先とし、最先端のデジタル技術・法的技術・保険技術を活用することで、「安全安心」なサービスやプラットフォームを提供します。

③官民一体で推進

市民や民間事業者等のアイデアこそが新たな価値の源泉です。これを最重視してサービスを開発するために、行政の役割として、みなさんのアイデアがめぶく場、アイデアが研ぎ澄まされ実現されるプラットフォームを提供します。

(2) 仕組み

※別紙「【資料】まえばし I D」を参照してください。

3 公募内容

上記2を踏まえた下記(1)～(3)について募集します。

なお、まえばし I Dとして目指す姿は上記記載のとおりスマホ、顔認証、マイナンバーカード個人認証の組み合わせとなりますが、そのためには規制改革が必要となるため、スーパーシティ型国家戦略特別区域の採択を目指しているものとなります。しかし、既に「スマホ＋顔認証」については制度的にクリアしたため、先行して構築し、活用するサービスのアイデアを募集します。

(1) 様々なサービスのアイデア

まえばし I Dに係わらず、スマートフォンを使って、こんなことができるようになったら便利で生活が楽になる、楽しくなる、時間の節約になる、面倒がなくなる等、どのようなことでも良いのでニーズやアイデアをご提案ください。

(2) まえばし I Dの利活用サービスのアイデア

まえばし I Dを活用したサービスのアイデアを自由にご提案ください。

(3) 実サービスとしての実施を前提としたサービスアイデア及びビジネスモデル

まえばし I Dを活用したサービスで、かつ、実施する場合に自走可能なビジネスモデルを合わせてご提案ください。まえばし I Dは使用料を設定する予定ですので、そちらも踏まえたビジネスモデルをご検討ください。

なお、サービス分野はどのような分野でも構いません（行政サービスに限った公募ではございません）。民間サービスとして実現可能な有償サービスも含めてご提案ください。

※上記(2)及び(3)のご提案いただいた法人・団体等について、希望がある場合は「前橋市スーパーシティスマートシティ連携事業者」

として登録させていただきます。

※「前橋市スーパーシティ連携企業（事業提案）」公募（以下、「前回公募」という。）に提案された案を含めて検討を進めますが、前回公募に提出された提案について、内容及ビジネスモデル等、ブラッシュアップしていただき、本公募に再提案いただくことも可能です。

4 応募資格

（１）上記 3 公募内容（１）及び（２）に関する提案について

幅広くアイデアを募集するため、どなたでもご応募いただけます。

ただし、上記 3 公募内容（２）に応募する法人・団体等につきましては、下記（２）に掲げる条件を全て満たすものとします。

（２）上記 3 公募内容（３）に関する提案について

次に掲げる条件をすべて満たす法人・団体等。若しくは複数の法人・団体等で構成された共同提案体とします。また、共同提案体でなくても、実施する場合に何らかの企業連携を行う想定での提案でも構いません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 号各号の規定に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ③ 前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に該当する者を除く）でないこと。
- ④ 前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第 2 条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第 2 条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第 199 条第 1 項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- ⑥ プライバシーマーク付与認定を受けているか、それに準ずる情報保護体制を整えていること。

5 事前説明会について

本公募についての説明会を下記のとおり実施します。

(1) 日時

令和3年12月24日(金) 10時～11時30分

(2) 開催方法

Web会議方式(Teams)

(3) 参加方法

参加をご希望の場合は、会議参加用のリンクを後日メールにて送信いたしますので、令和3年12月22日(水) 17時までに下記項目をご連絡ください。

① 事業者・団体名等

② 参加者役職名・氏名

③ 参加者のメールアドレス

【連絡先】 mirai@city.maebashi.gunma.jp

※件名を「まえばしID利活用アイデア公募説明会」としてください。

(4) その他

後日、説明会の動画を市HPに掲載する予定ですので、説明会に参加できない場合はそちらをご確認ください。

6 質問受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和3年12月24日(金)～令和4年1月20日(木)

午後5時まで(必着)

(2) 質問様式

【様式1】質問票

(3) 提出方法

電子メールで提出してください。

※メール件名「【質問】まえばしID利活用アイデア(質問者名)」

(4) 提出先

mirai@city.maebashi.gunma.jp

(5) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知した方が良くと判断されるものは、前橋市ホームページに掲載します。

7 応募の手続等

(1) 提出期限

令和4年1月31日(月)午後5時(必着)

(2) 提出方法

電子メールまたは郵送

電子メールの場合は、提出後に未来政策課へ受信確認の連絡をしてください。(容量が大きい場合受信できない可能性があります。)

郵送による場合は、電子ファイルを保存した記憶媒体を必ず同封するものとし、提出期限までに必着とします。

なお、共同提案体の場合は、代表事業者が取りまとめて一括して提出してください。

(3) 提出先

前橋市 未来創造部 未来政策課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

電話：027-898-6427 (直通)

E m a i l : mirai@city.maebashi.gunma.jp

※メール件名「まえばしID利活用アイデア (提案者名)」

(4) 提出書類

①上記3公募内容(1)の提案については下記を提出してください。

・【様式2】①基礎情報記入シート及び②提案内容記入シート

②上記3公募内容(2)の提案については記を提出してください。

ア)【様式3】①基礎情報記入シート及び②提案内容記入シート
イ)【様式6】

③上記3公募内容(3)の提案については下記を提出してください。

ア)【様式4】①基礎情報記入シート及び②提案概要記入シート
イ)【様式5】
ウ)【様式6】

※【様式6】について、共同提案体の場合は構成事業者分も併せて提出してください。

(5) 提出書類の取り扱い

①提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

②費用について

提案提出に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

8 注意事項

(1) 本公募の取り扱い

まえばしIDは本市だけの取り組みにとどまらず、全国的に横展開

を目指すものとなります。ご提案いただくサービスアイデア等についても、その全国展開の足掛かりとするためにまえばし I D の先行的な活用を開始する本市を、主に事業者自らが実施・展開する事業の実証の場として活用いただくアイデアの募集を行うものとなります。このため、原則として本市による委託事業とは異なる点にご注意いただき、ビジネスモデルの提案をお願いいたします。

(2) 公募後の進め方

本公募では、まえばし I D を活用したサービス等のアイデアを募集するものであり、市の委託事業を決定するものとは異なります。ご提案いただいたアイデアをもとに、「前橋市スーパーシティスマートシティ推進委員会」において整理・検討を行い、先行実証を目指す利活用アイデアを選定後、実施の可能性について提案者等と協議させていただくものとなりますのでご了承ください。

9 スケジュール（予定）

令和3年12月24日	事前説明会（オンライン）・公募開始
令和4年1月20日	質問書提出期限
1月31日	公募締め切り
3月	先行実証を目指す利活用アイデア等の公表